

千葉県特定不妊治療費助成事業の制度改正のお知らせ

千葉県では、高額な医療費を要する特定不妊治療（体外受精、顕微授精）の費用の一部を助成する「千葉県特定不妊治療費助成事業」を実施していますが、国の制度改正に伴い、下記のとおり助成額が拡充されました。

1 改正内容

（１）初回の助成額の拡充

初回の治療について、助成額が15万円までから30万円までに拡充されました。

※治療区分C(以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施)及び治療区分F(採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止)は除きます。

※「初回」は年度の初回ではなく、通算の初回になります。

（２）男性不妊治療への助成

特定不妊治療のうち、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を行った場合は、1回の治療につき15万円まで助成します。

※「精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術」とは、精巣内精子回収法(TESE(C-TESE、M-TESE))、精巣上体精子吸引法(MESA)、精巣内精子吸引法(TESA)、経皮的精巣上体精子吸引法(PESA)を想定しています。

※保険適用外の手術費用、凍結費用が対象となります。検査費用は対象とはなりません。

※男性不妊治療費助成申請は、特定不妊治療費助成費申請と同時にさせていただくことになります。

ただし、主治医（指定医療機関）の指導方針に基づき採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでの申請ができます。なお、この場合の助成も、特定不妊治療費助成の通算助成回数の1回の治療としてカウントします。（初回助成額の拡充の対象にはなりません。）

2 対象者

平成28年1月20日以降に治療を終了した方が対象となります。

【お問い合わせ先】

○千葉県健康福祉部児童家庭課母子保健班 TEL：043-223-2332

○お住まいの住所地を所管する各健康福祉センター（保健所）